

茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給要項

(目的)

第1条 この要項は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を中途退学した後再び県内の公立高等学校等で学び直す者に対して、茨城県公立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、県内の公立高等学校等に在学する者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
 - (2) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
 - (3) 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）を超える者）
 - (4) 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）である者
 - (5) 高等学校等を退学したことがある者
 - (6) この要項による学び直し支援金並びに他の都道府県及び国、独立行政法人、国立大学法人、私立高等学校、私立中等教育学校におけるこれと同様の支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
 - (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）
- 2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。
- 3 新年度の入学者選抜選考の結果に基づき、学校長が入学を許可する者への学び直し支援金の支給対象月の算定において、当該入学年度は4月1日から在籍しているものとみなす。

(支給の期間及び額)

第3条 学び直し支援金の支給期間は、最大で24月とする。

2 学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額(支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)とする。

3 前項の支給限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 高等学校(全日制課程)及び中等教育学校の後期課程 月額 9,900円

(2) 高等学校(定時制課程) 月額 2,700円

(3) 高等学校(通信制課程) 月額 520円

(授業料債権の弁済)

第4条 県立高等学校及び県立中等教育学校の長(以下「県立学校長」という。)は、学び直し支援金を茨城県が有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があったものとみなす。

(受給資格の認定)

第5条 学び直し支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書(様式1)(以下「認定申請書」という。)に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添えて、県立学校長に提出しなければならない。

2 県立学校長は、前項の認定申請書の提出があったときは、当該認定申請書等に基づき、受給資格の認定又は不認定を決定の上、受給資格認定結果一覧(様式5-1)を作成し茨城県教育委員会(以下「県教委」という。)に提出し、県教委は、当該書類を審査の上、受給資格認定確認結果一覧(様式5-2)を作成して県立学校長に通知し、認定又は不認定を確定するものとする。

3 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその結果を茨城県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について(様式6)及び茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給決定(支給予定)通知書(様式46)又は茨城県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の不認定(却下)について(様式7)により申請者に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第6条 県立学校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、茨城県公立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧(様式8-1(別添))を作成し県教委に提出し、県教委は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者確認結果一覧(様式8-2(別添))を作成して県立学校長に通知しなければならない。

- 2 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその結果を茨城県公立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅について(様式 9, 又は様式 10)により受給権者に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第 7 条 受給権者は、毎年、県教育委員会の定める日までに、茨城県公立高等学校等学び直し支援金収入状況届出書(様式 1)(以下「収入状況届出書」という。)に課税証明書等を添えて、県立学校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変動等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書等を県立学校長に提出しなければならない。
- 3 県立学校長は、第 1 項の収入状況届出書の提出があったときは、保護者等の収入状況を確認し、所得制限基準額及び支給額について判定の上、茨城県公立高等学校等学び直し支援金収入状況判定結果一覧(様式 15(別添 1, 又は別添 2))を作成し県教委に提出し、県教委は、当該書類を審査の上、茨城県公立高等学校等学び直し支援金収入状況判定確認結果一覧(様式 16(別添 1, 又は別添 2))を作成して県立学校長に通知し、判定結果を確定するものとする。
- 4 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその結果を茨城県公立高等学校等学び直し支援金変更支給決定(支給予定)通知書(様式 49)、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支払一時差止通知(様式 17)又は茨城県公立高等学校等学び直し支援金受給資格消滅通知(様式 10)により受給権者に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第 8 条 第 5 条第 1 項に規定する申請並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、就学支援金の受給手続きに伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(支給停止等)

第 9 条 受給権者は、休学により学び直し支援金の支給停止を希望する場合は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書(様式 20-1)(以下「支給停止申出書」という。)を県立学校長に提出しなければならない。

- 2 県立学校長は、前項の支給停止申出書の提出があったときは、支給の停止を決定の上、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給停止申出者一覧(様式 21-1(別添))を作成し県教委に提出し、県教委は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給停止者確認結果一覧(様式 22(別添 1))を作成して県立学校長に通知し、支給の停止の決定を確定するものとする。
- 3 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給停止通知(様式 23-1(別添))により受給権者に通知しなければならない。

(支給停止取消の申出)

第10条 前条の規定により学び直し支援金の支給を停止されていた受給権者が、休学の取消により支給停止の取り消しを希望する場合は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の支給停止取消申請書(様式20-2)(以下「支給停止取消申出書」という。)を県立学校長に提出しなければならない。

- 2 県立学校長は、前項の支給停止取消申出書の提出があったときは、支給停止の取消を決定の上、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給停止取消者一覧(様式21-2(別添))を作成し県教委に提出し、県教委は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給停止取消者確認結果一覧(様式22(別添2))を作成して県立学校長に通知し、支給の停止の取消決定を確定するものとする。
- 3 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに茨城県公立高等学校等学び直し支援金の支給停止の取消について(様式23-2)により受給権者に通知しなければならない。

(支給の再開)

第11条 前条の規定により学び直し支援金の支給を停止されていた受給権者が、支給の再開を求めるときは、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書(様式24)(以下「支給再開申出書」という。)に必要な応じて収入状況届出書等を添えて、県立学校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申出を行う場合の課税証明書等の添付は、就学支援金又は学び直し支援金の受給手続きに伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。
- 3 県立学校長は、第1項の支給再開申出書の提出があったときは、支給の再開を決定の上、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者一覧(様式25(別添1,又は別添2))を作成し県教委に提出し、県教委は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給再開申出者確認結果一覧(様式26(別添1,又は別添2))を作成して県立学校長に通知し、支給の再開の決定を確定するものとする。
- 4 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、茨城県公立高等学校等学び直し支援金支給再開通知(様式27)により受給権者に通知しなければならない。

(受給権の放棄)

第12条 第5条により学び直し支援金を受給していた者が、受給の辞退を希望する場合は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の受給権放棄申出書(様式52)(以下「受給権放棄申出書」という。)を県立学校長に提出しなければならない。

- 2 県立学校長は、前項の受給権放棄申出書の提出があったときは、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の受給権の放棄による受給資格の消滅について(様式11)により受給権者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

第13条 学び直し支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第6条第2項の通知を添付しなければならない。

2 生徒は、第6条第2項の通知を紛失した場合は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書(様式28)により支給実績証明書の発行を学校長へ申請することができる。

3 県立学校長は、前項の申請があった場合は、茨城県公立高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書(様式29)を発行するものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めのない事項については、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)手引きにより取り扱う。

附 則

この要項は、平成26年9月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年7月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成30年7月20日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

ただし、この要項の施行の際、既に認定申請書及び収入状況届出書を提出しているものについては、従前の要項による。